

令和8年度京都府奨学のための給付金のお知らせ (通常申請・新入生一部早期給付2回目)

京都府内に在住する低・中所得世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和8年7月1日現在、次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 令和8年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が182,500円未満、又は生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯である。
- ② 保護者等全員が、京都府内に在住している。
※保護者等のうち一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府にある世帯で、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有する(特別支援学校の高等部を除く)。
※授業料免除により、上記制度の受給資格認定を受けていない場合でも申請できます。
- ④ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。(母子生活支援施設の高齢生等を除く)
・「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、見学旅行費又は特別育成費
- ⑤ 通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回)以上、本給付金を受給していない。
※学び直し支援金対象者は、追加で1回(定時制・通信制の場合は2回)まで受給可能。
※専攻科修学支援金対象者は、追加で2回(修業年限が1年の場合は1回)まで受給可能。

【2】給付金額

区分	対象高校生等		受付終了	今回案内分	
			①一部早期給付額 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付の 残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)
A	生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯 【全日制、定時制、通信制】		13,150円	39,450円	52,600円
B	令和8年度 住民税所得割 非課税世帯	全日制・定時制	38,000円	114,000円	152,000円
		通信制	13,025円	39,075円	52,100円
C	令和8年度 住民税所得割課税世帯 105,500円未満	全日制・定時制	—	—	50,670円
		通信制	—	—	17,370円
	令和8年度 住民税所得割課税世帯105,500円以上 182,500円未満	全日制・定時制	—	—	38,000円
		通信制	—	—	13,030円

※ 区分Cは、生徒が以下の①～⑦に該当する場合に対象です。

- ①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
⑥定住者で、将来日本に永住の意思がある者
⑦家族滞在で、日本の小・中学校を卒業し、将来日本で就労し定着する意思がある者

※ 一部早期給付で13,025円(区分Bの通信制)を受給した者が、今回の申請で13,030円(区分Cの通信制)の対象となった場合は、差額の5円を支給いたしません。

【3】申請書の記入について

○記入上の注意

- ・ 基準日（令和8年7月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 修正テープ、修正液は使用しないでください。訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 消せるボールペンで記入の場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・ 申請書の書き方については、記入例を確認してください。

【4】申請に必要な書類

以下A～Cの区分は、【2】給付金額の区分です。

区分	必要な書類
全員	申請書（別記第1号様式）
	給付金振込先口座の通帳の写し等 ※申請者以外の口座を振込先に指定する場合は「受領委任状」も提出してください。
	国籍・在留資格等の申告書類
申請者が 生計維持者	扶養誓約書（申請者が親権者であれば不要）

+

区分	必要な書類
A	生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる生活保護受給証明書 ※発行日が令和8年7月1日以降であること
B	令和8年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であることが分かる書類 ＝保護者（親権者全員）の下記①から③の書類のいずれか ①市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の原本 ③納税（非課税）通知書のコピー ※通知書が複数枚の場合は全てのページのコピー
C	令和8年度における保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が182,500円未満であることが分かる書類 ＝保護者（親権者全員）の下記①から③の書類のいずれか ①市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ②市区町村が発行する課税証明書の原本 ③納税通知書のコピー ※通知書が複数枚の場合は全てのページのコピー
B・C	保護者のうち一方が控除対象配偶者（同一生計配偶者）であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、控除対象配偶者（同一生計配偶者）の上記①～③の書類は不要です。

【5】申請書提出先・提出期限

裏面の宛先に直接郵送してください。（提出期限：**令和8年10月30日**）

※必ず封筒に「奨学のための給付金（申請）」と朱書きし、送り主の住所・氏名も記入してください。

※学校が取りまとめを行っている場合、学校へ提出してください。

【6】留意事項

○申請事項（住所、口座名義等）に変更が生じた場合は、お問い合わせください。

○補正書類を文教課に再提出する場合には、必ず封筒に「奨学のための給付金（補正）」と朱書きし、送り主の住所・氏名も記入の上、以下の宛先に郵送してください。

※学校から再提出の連絡があった場合は、学校の指示に従ってください。

■宛先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

【7】その他

高等学校等によって着用を義務付けられている制服が災害等（罹災証明書等の公的書類で罹災の事実が確認できる自然災害等）により喪失又は毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合には、当該災害等につき1回に限り、加算給付金を支給することができます。

詳しい手続の方法については、京都府文化生活部文教課にお問い合わせください。

※ 高校生等が生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給している場合を除く。

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（私立学校担当）

電話：075-414-4516

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

※土曜・日曜・祝日を除く

京都市からの御案内

◎京都市にお住まいの市民税非課税世帯の方へ ※生活保護受給世帯は除きます。

「京都市高校進学・修学支援金」の申請を予定されている方は、必ずこの「京都府奨学のための給付金」を申請してください！！

京都市では、「京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）」制度があります。

市民税非課税世帯の高校生等に対し、学用品購入のための助成金として144,000円を支給します。

京都府奨学のための給付金を受給される方は、併せて144,000円になるよう調整されます。

詳しくは京都市へお問い合わせください。

受付期間（予定） 令和8年10月1日（木）～ 令和8年3月31日（水）（当日消印分まで有効）

お問い合わせ先 京都市子ども家庭支援課分室 奨学金担当

TEL：(075) 222-3777

FAX：(075) 251-1132

受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土日祝日を除く

※窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていないので、御注意ください。

※申請開始時期等詳細については、おって公表される予定です。

※令和8年度に京都市高校進学・修学支援金（入学支度金）を受給された方（6月末申込締切済）及び令和7年度京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）を受給された方には、個別に京都市から申請案内が送付される予定です。